

申請・相談窓口の変更について（保健指導課業務）

令和2年4月1日から水戸市が中核市に移行し、水戸市保健所を設置することに伴い、お住まいや施設の所在地が水戸市の場合の保健所への申請や相談窓口が、以下のとおり変更になります。



■ お住まいや医療機関・施設の所在地が、水戸市の場合

申請・届出・相談内容	水戸市保健所 (令和2年4月1日から設置します)	茨城県水戸保健所 (令和2年4月1日から茨城県中央保健所に名称が変わります)
原子爆弾被爆者対策に関すること (被爆者二世に関するものを除く)	○	×
H I V・性感染症・肝炎の検査に関すること	○	○
結核対策に関すること	○	×
感染症対策に関すること	○	×
精神保健福祉に関すること (一部の通報に関するものを除く) ※	○	×

※精神保健福祉法第23条通報・第26条の3の通報受理→水戸市保健所での対応

(なお、精神保健福祉法第24条～26条の2の通報受理は茨城県障害福祉課での対応となります。)

- お住まいや施設の所在地が、笠間市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町の場合は、上記の全ての窓口が、従来どおり、茨城県水戸保健所（令和2年4月1日から茨城県中央保健所に名称が変わります）になります。

■ 水戸市保健所（令和2年4月1日から設置します）

〒310-0852 水戸市笠原町 993-13（旧水戸市保健センター）
Tel 029-243-7315（保健予防課直通）

■ 茨城県水戸保健所（令和2年4月1日から茨城県中央保健所に名称が変わります）

〒310-0852 水戸市笠原町 993-2
Tel 029-241-0571（保健指導課直通）

